

個別相談6

相談者	(団体名) NPO 法人 (学術、文化、芸術又はスポーツの振興 等)
	(氏名) 職員 (会計担当)
相談・依頼内容	相談概要(何の相談だったか一言、一文で) 消費税の引き上げについて
	<p>① 現在は簡易課税で納税していますが、今後、増税になってもこのままで大丈夫でしょうか？</p> <p>② 物販を行っていますが、現在、税込価格としています。税別にすべきでしょうか？</p>
対応・処理 助言した内容等	<p>① 簡易課税のままで OK。費用は人件費が殆どなので、本則課税すると不利になる。</p> <p>原則 <u>本則課税</u>→利益が少ない、又は赤字。人件費が少ない時に選択。仕入税額控除が多ければ還付を受けることが可能。損税になるので、売上高以上の設備投資をする場合はこちらが有利になる。但し2年継続して採用しなくてはならない。 <u>簡易課税</u>→利益が多い。人件費が多い場合に選択。</p> <p>② 現状のままで良い。但し、消費者から見れば「例：330円(本体価格300円)」というような表示が親切。消費者は税金をそれ程意識しないのではないか。本当に良いものなら価格転嫁しても大丈夫。</p> <p>下記、確認とアドバイス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費と管理費の比について、管理費に算入しているものも、今一度チェックを。 ・ 役員報酬があるが、議事録による規定は作成しているか？登記している役員の賃金は法人税法上、役員報酬扱いになるので注意が必要。総会で、年額〇〇以内というように総額を定めてから定額を支給すること。(文言記載例あり)